

### ゴミ空気輸送システム移管に係る住民負担問題等についての論点

1. ゴミ空気輸送システムはベイトウンのゴミ収集を担う公共施設であることから、県企業庁若しくは千葉市の公共側が、費用負担も含め継続して運営する責任を有するのではないか。
2. ベイトウンの住民は、ゴミ空気輸送システムの利便性も評価して住宅を選択していることから、住宅を分譲又は賃貸している住宅事業者とともに、ベイトウン開発事業全体の責任者である県企業庁の事業者責任が問われるのではないか。
3. 県企業庁は、ベイトウンの土地を所有し住宅所有者から地代を徴収していることから、自ずと地主としての立場と責任があり、ゴミ空気輸送システムの維持運営を始めとして、ベイトウン全体の資産価値を維持する責務があるのではないか。
4. そもそも、県企業庁が住宅所有者から毎月徴収している地代には、ゴミ空気輸送システムの整備費若しくは運営費が含まれているはずではないのか。  
そうであれば、県企業庁は、地代を受け取る立場からも、同システムの維持運営に責任があるのではないか。
5. ゴミ処理は住民全てに関わる問題であることから、住宅所有者により構成される管理組合だけではなく、賃貸住宅に住む住民も含め、ベイトウンの住民全てを周知の対象とすべきではないか。
6. 仮に住民負担を実施しようとしても、法律や条例に基づかない任意の要請になることから、ベイトウンの住民全員の合意を得ることは非現実的であり、結果として公平性に欠けることとなるのではないか。
7. ベイトウンの開発を担ってきた県企業庁が開発事業主体としては間もなく収束することを考えると、ゴミ空気輸送システムの移管問題に留まらず、市に移管される高水準の公共施設等の全てが将来にわたり適切に管理されるのか、また、県企業庁のデザインガイドラインにより整備されたこの街の景観が今後とも維持再生されるのか、ということ等も、ベイトウンの住民としての立場から議論していく必要があるのではないか。